

# 佐賀県移住促進のための福岡県向け広報業務委託仕様書

## 1 委託業務名

佐賀県移住促進のための福岡県向け広報業務

## 2 目的

人口減少社会を迎え、このままでは地域の活力低下が懸念されることから、県外の方に本県の魅力を知ってもらい、移り住んでもらうための取組を促進する必要がある。本事業では、福岡県在住の20代から40代の子育て世代をターゲットに設定し、実施するものである。

福岡県は、九州の中で最も人口集積が進んでおり、その地理的関係性からも、本県からの人口の流出先として圧倒的多数を占める。このことにより、福岡県には本県出身者が多数在住し、本県への移住に係る心理的障壁の小さいターゲット層が多く存在するエリアである。加えて、本県には、豊かな自然環境、「子育てし大県“さが”」をはじめとした充実した子育て施策等、子育て世代にとって魅力的な住環境を有しており、また地域によっては福岡県での仕事は維持したまま住環境のみ本県へ移すことが可能となるなど、福岡県からの子育て世代の移住の受け皿として他県にはない強みを持つ。

なお、本県ではこれまでも、福岡県に対してテレビやWeb、交通媒体等を用いた移住促進のためのメディア広報や、移住に関するトークショーやブース（移住相談ブース及びPRブース等）を設ける形式でのイベント広報を実施してきた。メディア広報においては、一定の認知獲得の効果はあったものの、以降の継続的な情報提供や移住相談機会の創出に繋げることが課題であった。また、イベント広報においては、ターゲットとする子育て世代の集客やイベント内でのブースへの来訪及び相談実績の獲得に苦戦したことが課題となっている。隣県である福岡県において、「移住」を前面に出したアプローチでは福岡県在住のターゲット層には響きづらく、ギャップが生じてしまっていた可能性も推察される。

そこで、本事業では「佐賀暮らしの良さ(※)の認知・体験コンテンツ」を主体とするアプローチに主眼をおきながら、メディア広報と公共の場等での広報を連携・連動させたプロモーションを行うことで、福岡県に在住する子育て世代の佐賀暮らしに対する関心を高め、その後の継続的な情報提供及びさが移住サポートデスクへの相談機会の創出等につなげることを目的として実施する。

(※) 佐賀暮らしの良さ＝本県における日々の生活の質の向上に直結すると考えられるあらゆる情報のことを言う。また本県では、各市町又はエリアにおいて有する資源も様々であるため、県単位の情報に加えて、市町又はエリア単位での情報も認知されることが望ましい。

[以下、例示]

・人、自然、歴史、文化、食、風景、地域産業、まちづくり活動、プロスポーツ環境、本県のプロジェクト（子育てし大県“さが”やSAGAスポーツピラミッド構想等）等に由来する感覚的又は情緒的な魅力

・医療、住まい、しごと、災害リスク、子育て、教育、生活コスト等に関する数値的又は統計的な強み

・本県と福岡県の地理的関係性における移住後の生活メリット  
等

## 3 契約期間

契約開始日から令和7年2月28日まで

## 4 業務内容

ターゲット：福岡県在住の20代から40代の子育て世代

(1) 移住未検討層（移住意識非顕在層）に対する広報展開

① メディアを活用した広報展開

- ・ 佐賀暮らしの良さについて、複数のメディア媒体（TV、WEB、新聞、雑誌、SNS等）で掲載し、ターゲット層に多くリーチすること。
- ・ ②との連携・連動を意識して実施すること。
- ・ 媒体は提案による。媒体に応じて、必要な素材等を制作すること。

② 公共の場等を活用した企画広報展開

- ・ 企画：佐賀暮らしの良さを認知及び疑似体験できるような内容であること。一例として、体験型、展示型、視聴型、ツアー型（佐賀県来訪型）等の企画が考えられるが、実施形式は問わない。ただし、子育て世代の集客のための目玉企画又はコラボ企画等を盛り込むこと。
- ・ 場所：イベントスペース、施設、公園、店舗等を想定。  
また今回の事業のターゲット層の集客が見込める場合は、福岡県内に限らず、佐賀県内の実施でも良い。なお候補として、「福岡市・六本松蔦屋書店：POPUP スペース B」を【令和6年9月14日 - 16日】又は【令和7年1月11日 - 13日】の期間、県で仮押さえしており、当該会場を使用することができる。ただし、借上料については委託料に含むものとする。
- ・ 時期：令和6年9月から令和7年1月までの期間に実施すること。  
ただし、当室の他事業との日程調整次第では企画提案日から変更となる可能性がある。
- ・ 日数及び回数：問わない。ただし「5 目標及び効果検証等」を考慮すること。
- ・ 以下の事項に留意すること。
  - ※1：子育て世代が楽しめるような工夫をすること。
  - ※2：来訪者の滞留時間を延ばすための工夫又はサービスを実施すること。
  - ※3：連携する相手方がいる場合には、審査会より事前に実施実現性について、相手方と最低限の折衝をしておくこと。

(2) 移住検討層（移住意識顕在層）に対する広報展開

① WEB 又は SNS 広告等を活用した広報展開

- ・ 福岡県在住の移住検討層をターゲットとし、佐賀県庁の移住相談窓口「さが移住サポートデスク(※)」の認知向上のため、確実なリーチを図ること。

(※) さが移住サポートデスク＝佐賀県移住支援室の所管する移住相談窓口のこと。県外からの移住検討者を対象に、しごとの相談や暮らしの相談を行い、実際の移住までのサポートを行っている。

【参考】[https://www.sagasmile.com/consultation\\_counter/support\\_desk](https://www.sagasmile.com/consultation_counter/support_desk)

## 5 目標及び効果検証等

4-(1)の取組のなかでアンケート等を実施し、以下の結果が得られることを目標とする。

- (1) 【A】さが移住サポートデスクのメールマガジン及び【B】公式LINE「佐賀の移住子ちゃん」の新規登録者数：60組以上 ※A+B 合算での目標数とする。
- (2) 佐賀暮らしについて、好意的な意見が7割以上を占めること。  
※その他、指標となるものがあれば提案すること。

## 6 業務遂行のために必要な調整業務

(1) 人員の確保及び配置

本委託業務の遂行に必要なかつ適切な人員の確保及び配置を行うこと。また、一体的

かつ円滑な企画、運営等ができるよう統括責任者を1名配置すること。

(2) マニュアル等の作成

運営に必要な事項を記載したマニュアル等を作成し、実施当日の2週間前までに関係者へ送付すること。あわせて、通常時及び緊急時の連絡体制を確保し、関係者へ周知すること。

(3) 会場の確保・連絡調整

提案により採用した会場及び県が仮予約した会場のいずれの場合でも、会場側との折衝、連絡調整等の業務を実施すること。

(4) 事前予約システムの構築等

事前予約が必要な場合、事前予約システムの構築、参加者の抽選・結果連絡、参加者との連絡調整等に関する業務を行うこと。

(5) 安全対策及びイベント保険等への加入

実施に当たっては、必要な安全対策を講じることとし、イベント保険等への加入を行うこと。

(6) 各種申請等

実施に必要な関係機関等への各種申請や近隣対策等に関する業務を行うこと(以下、例示)。

- ・ 火気を使用する場合における施設管理者や消防署等への申請
- ・ 食品の取り扱いにおける保健所等への申請

(7) 問い合わせ対応

一般の方及び参加者から問い合わせ等がある場合は、その対応を行うこと。その際、判断が難しい問い合わせに対しては、県と協議の上、回答すること。

(8) 参加者数の把握

申込者数、参加者数を適切に把握すること。また、申込者がどの媒体をきっかけに申込のアクションに至っているのか分析を行うこと。

(9) アンケート調査

参加者のニーズ、満足度等を把握するため、参加者に対し、アンケート調査を行い、そのデータの集計・分析を行うこと。

(10) その他

上記のほか、当業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務を行うこと。

## 7 本業務委託の業務遂行体制等

(1) 体制及び要員に関する要件

① プロジェクト体制

本業務委託を適切に遂行できるプロジェクト実施及び管理体制を敷くこと。

外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

② 組織管理・コミュニケーション管理方法

本業務委託におけるプロジェクト組織の管理方法、組織間・組織内のコミュニケーション管理方法についてあらかじめ県と合意すること。

(2) 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、県との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

## 8 留意事項

(1) 取材・撮影、ゲスト依頼等に対する謝礼

取材・撮影等に際し、出演料・謝礼等の費用が発生する場合は、受託者の負担とする。

(2) 本県移住者の活用

情報発信においては、地域の魅力を効果的に発信できる本県の移住者（ライター、カメラマン、デザイナー、広告事業者等）の起用が適する機会があれば、積極的に活用すること。

(3) その他

- ・ 事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。
- ・ 委託業務の実施にあつては、県と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ・ 本業務委託の全部又は一部を再委託することは認めない。ただし、あらかじめ佐賀県から承諾を得た場合は、この限りではない。
- ・ 著作物に関する全ての著作権は、本県に帰属するものとし、その利用及び再編集は本県において自由に行うことができるものとする。
- ・ 本委託業務の実施にあたり制作した制作物については、佐賀県が希望する場合、成果品として提出すること。ただし、第三者の著作権や肖像権を侵害する恐れがあるときは、別途協議するものとする。
- ・ 受託者は、著作物の著作者人格権を県及び第三者に対して行使しないものとする。
- ・ 本業務の実施による成果品は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で、納品すること。

9 本業務委託の完了報告

委託業務完了後直ちに、業務完了報告書（成果品、広報物、記録写真、効果検証データ等含む）を提出すること。

10 本業務委託の委託料の支払

完了払い

11 契約時の本仕様書

契約時の本仕様書は、佐賀県と採用案を提案した者（契約合意に至らない場合は次点者）との間で実施内容の協議を行った上で、仕様書に定める。